

第 36 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 7 年 2 月 7 日（金） 午後 2 時 00 分～
2. 会 場 黒潮町役場本庁 3 階 中会議室
3. 出席委員 **【農業委員】**
1 番 小谷健児、2 番 野坂賢思、3 番 江口千寿、4 番 山下理恵、
5 番 濱口佳史、7 番 橋田美和、9 番 松本昌子、10 番 垣谷征志、
11 番 酒井幸男、12 番 福留康弘、
13 番 ハジィフ泉、14 番 吉尾好市
【推進委員】
1 番 大石正幸、2 番 弘瀬正彦、3 番 若藤陽介、5 番 小橋誠一、
6 番 尾崎澄夫、7 番 西村二男
4. 欠席委員 **【農業委員】**
5 番 金子俊博、8 番 伊芸精一
【推進委員】
4 番 宮川建作
5. 議事日程
 - （1）出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - （2）各議案の審議
議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請（農業委員会会長許可）について（3 件）
議案第 2 号 非農地証明願について（3 件）
議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利
用集積計画の決定について
議案第 4 号 地域計画の策定に係る協議について
 - （3）その他の討議・報告事項について

議 長 それでは、時間も来まして予定の人員もそろいましたので、これより2月の定例会を開催したいと思います。大変2月になって寒い日が続いておりますが、また、明日、明後日と最強の寒波ということで、皆さん体にも十分に気を付けて風邪など引きませんよう。また、女性の委員さんには、この間、佐賀で食育活動、ご苦労さんでございました。また月曜日にあるということで、今日は準備があるということを今聞きまして、なるべく早く終わりたいと思いますので、またそのところをよろしくお願ひしたいと思います。それでは、早速議事に入りたいと思いますが、今日の欠席者、3名におりまして、〇〇君と〇〇さん、それから〇〇君はちょっとけがで入院ということで、3名の欠席でございまして。今日の議事録署名人が、〇〇君と〇〇君にお願ひをしたいと思います。

それでは早速、議事に入りたいと思います。それでは、議案第1号、農地法第3条許可申請につきまして3件出ておりますが、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお願いします。議案第1号、農地法第3条申請、3件出ております。まず、番号1番、譲渡人、〇〇さんです。譲受人、〇〇さんです。申請地としまして、黒潮町御坊畑字コエト807番、田105平米となっています。理由としましては、所有権の移転・売買です。

3ページからをお願いします。まず、航空写真ですが、場所が御坊畑の集落の中にある場所です。こちらが12月の定例会で非農地証明願が上がってきた場所のすぐ隣、隣地となります。続いて、4ページがゼンリンの地図となっています。続いて、5ページが拡大の航空写真です。今回、申請地の上側に家が何棟か建った宅地が見えておりますが、こちらが先の定例会で農地証明願が出てきていた場所となります。

続きまして、6ページが公図となっています。

続きまして、7ページが現況写真です。こちら畑で、現在耕作しているという状況です。続きまして、8ページが農地法の第3条調査書ですので、読み上げさせていただきます。受付番号1番、譲受人、〇〇さん。譲渡人、〇〇さんです。

第2項第1号、全部効率利用の面につきまして、譲受人は主に水稻、野菜を栽培しており、今後の営農予定の状況から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。作業従事者として、〇〇となっています。所有機械としてまして、耕運機と管理機になっております。第2号と第3号は、該当ありません。第4号につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について作業に従事するものと見込まれます。年間150日の作業従事日数となっております。第5号については、該当ありません。第6号につきましては、所有権移転後は季節野菜を栽培する予定であるため、周辺状況等に影響はないものと見込まれます。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方からの説明がありましたが、担当委員さんの方で補足説明があれば。

〇〇委員 今、事務局の方から詳しい説明がありました。実は〇〇さんと現地へ行かせてもろうて、この7ページの赤い線の場所の上はもう、〇〇さんが植えているダイコンだそうです。〇〇さんとも約束はできておるように聞いております。ほんで、何にもということはないけど間違いないと思いますので、承認をお願いしたいと思います。以上です。

議 長 今、〇〇さんの方から、何ら問題はないということですが、何かこの件につきまして質疑。この〇〇さんという人は出口におるが？

〇〇委員 実家がここやったみたいで、お母さんがおりました。

事務局 先に非農地証明が出てきたその宅地も、地権者が同じ方です。

議 長 何かこの件につきましてありませんかね。ないですかね。
(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。3条許可申請1番につきまして承認をされます方、挙手願います。挙手多数です。1番につきましては、承認をされました。続きまして、3条約許可申請の2番につきまして、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 また1ページをお願いします。3条許可申請、番号2番です。譲渡人、〇〇さん。譲受人、〇〇さんです。申請地としまして、黒潮町伊田字野中580番、畑11平米。続いて、同じく伊田字野中622番、畑47平米の2筆となっています。理由としまして、所有権の移転・譲渡となっています。

9ページからをお願いします。まず、航空写真ですけども、場所としましては旧伊田小学校のやや西側にあります、伊田の集落の中にある農地となっております。10ページが、同じくゼンリンの地図となっております。続きまして、11ページが拡大の航空写真です。まず、1つ目の土地の方は、伊田の浜のすぐそばに堤防があるんですけども、この堤防沿いの際にある場所となっております。12ページの方の場所は、宅地の中にあります畑となっております。続きまして、13ページ、14ページが公図となっております。続きまして、15ページ、16ページが現況写真です。15ページの方は、野菜が植えられておりまして、16ページの方も、今後畑として耕作をしていきたいということをおっしゃってございました。続きまして、17ページが第3条調査書ですので、読み上げさせていただきます。譲受人、〇〇さん。譲渡人、〇〇さんです。

第2項第1号につきまして、譲受人は主に畑での野菜を栽培しており、大きな農機具は所有していないものの、住家が近隣であることや、これまでの耕作経験及び今後の営農予定の状況などから見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込

まれます。

作業従事者としてご本人で、特に大きな農機具等はお持ちでないようです。ただ、これまでずっと畑で野菜栽培を長年やられてきたそうですので、今後も引き続き行っていきたいということでおっしゃっていました。

第2号と第3号は、該当ありません。

第4号につきまして、譲受人は作業を行う必要がある日数について作業に従事するものと見込まれます。年間150日の作業従事日数となっております。

第5号は、該当ありません。

第6号につきまして、所有権移転後は野菜を栽培する予定であるため、周辺状況などに影響はないものと見込まれます。

こちらですが、その申請者の方が土地をお譲りしたいとの意向がありまして、今回の案件と次の3番の案件でも同じく、地権者からの所有権移転を行うということで出てきてます。

さらに、次の2号議案の方でも非農地証明願も出てきておりますので、こちらも含めて同時に所有権移転を行っていききたいということで、おっしゃっておりました。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方からの説明がありましたが、担当委員さんの方で補足説明あればお願いします。

〇〇委員 今、事務局の方から言われたように、この件を含めて3件、〇〇さんの案件が出てます。本人とは会えなかったわけですが、親戚の方と話をすることができました。〇〇で、こういう案件が出てきたようです。譲受人の〇〇さんの現在の土地ですが、15ページと16ページに写真が載ってますが、家庭菜園で使うようなあんまり大きい土地じゃなかったですが、15ページは今もネギが植わってますし、16ページ、ちょっとこれ杭棒が立った状態の写真ですが、自分が行ったときには全部これが整理されていて、いつでも野菜でも植え付けできるような、すごく管理が行き届いたような状態で保たれておりました。

以上です。

議 長 今、〇〇君の方からも説明がありましたが、〇〇で整理したいということでございますが。何かこの件につきまして質疑、ありませんかね。ないですかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、3条許可申請2番につきまして承認を受けたいと思います。承認されます方、挙手願います。挙手全員です。3条許可申請の2番につきましても、承認をされました。続きまして、3条約許可申請の3番、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 また 1 ページをお願いします。3 条許可申請の番号 3 番です。譲渡人、〇〇さん。譲受人、〇〇さんです。申請地としまして、黒潮町有井川字來面 1853 番、田 470 平米です。理由としまして、所有権の移転・譲渡となっております。18 ページからをお願いします。まず、航空写真ですけども、場所としまして、有井川駅のすぐ裏側にある田んぼとなっております。ただ、こちら、今、航空写真ではこのように田んぼがきれいに広がっているんですが、今現在、高規格道路の工事用地となっていて、後で現況写真で見ていただきますが、今その工事の作業ヤードのような形になっています。続いて、19 ページがゼンリンの地図となっております。地図がちょうど切れたところになっておりますので、左の方に見えにくくなっております。20 ページが、拡大の航空写真です。一応すぐ下にも田んぼがありますが、ここの間に畔がありまして、田んぼとしては 2 枚の田んぼになっております。続いて、21 ページが公図となっております。こちら、1853 と、下に 1854 とありますが、こちら工事用地となる前は、今回の譲受人さんが併せて耕作をされていた場所のようです。所有者は、それぞれ別々の方です。続いて、22 ページが現況写真となっております。ご覧いただきますように、公図で言うと 1853 と 1854 が工事の作業地として使われております。

次に、第 3 条調査書を読み上げさせていただきます。譲受人、〇〇さん。譲渡人、〇〇さんです。第 1 号、全部効率利用につきまして、譲受人は主に水稻、野菜を栽培しており、今後の営農予定の状況などから見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。作業従事者として、〇〇となっております。所有機械として、軽トラック、草刈り機、トラクター、コンバイン、管理機となっております。第 2 号と第 3 号は、該当ありません。第 4 号につきましては、年間 330 日の作業従事日数となっております。第 5 号についても、該当ありません。第 6 号につきまして、現状は、高規格道路建設工事の作業用地として国土交通省に貸しており、返却時に原型復旧となる。返却後は水稻を耕作する予定であり、周辺状況などに影響はないものと見込まれるとのことです。こちらにつきまして、先の案件と同じ地権者の方からの譲渡となります。現在施工中である高規格道路の作業用地として国交省に貸している状況でして、事業終了後には国交省が現況復旧をして、元の田んぼに戻すということです。地権者の方が国交省から聞いているのが、約 2 年前に、今後 8 年をめどに土地を返却したいという話があったようです。そのとおりなら、あと 6 年で当該地が返却ということになります。

以上です。

議 長 今、事務局の方からの説明がありましたが、担当委員さんで補足説明あればお願いします。

〇〇委員 さっきもちらつと言いつたけど、この写真の奥に見えちゃうハウスが〇〇さんのハウスで、キュウリとオクラを作ってます。うちの地区で専業農家は 2 件ありますが、ここ 1 件の農家のハウスです。で、石をいっぱい積んでますが、これを積む前は〇〇さんのと

こでは稲を作っていました。ほんで、この話はやっぱり〇〇さんの方から〇〇君の方に言うてきたと、そういうふう聞いてます。

以上です。

議 長 今、〇〇君の方からの説明がありましたが、以前から〇〇さんの方で耕作をしていたということで、今回はもう譲りたいということでございますが。何かこの件につきまして質疑、ありませんかね。現在、高規格の取付道もたまたま国交省も利用しているということでございます。ないですかね。

(質疑等なし)

なければ、承認を受けたいと思います。3条許可申請3番につきまして承認をされます方、挙手願います。挙手全員です。3番につきましても、承認をされました。続きまして、議案第2号、非農地証明願につきまして3件出ております。1番から、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 2ページをお願いします。議案第2号、非農地証明願、3件出ております。まず、番号1番、願出人、〇〇さんです。この1番と2番が一体的に出ている願出でして、一緒に説明をさせていただきます。1番の願出地につきまして、馬荷字名本屋式3296番、畑26平米です。願出理由としまして、昭和50年ごろまで耕作していたが、体調などの理由により耕作をやめた。現在は、草木が繁茂して山林化しているとのことです。続いて、願出人2番、〇〇さんです。願出地としまして、同じく馬荷字名本屋式3297番、畑66平米。願出理由としまして、同じものとなっております。23ページからをお願いします。まず、航空写真ですけども、上に集活センターかきせが見えておりますが、そちらから少し、50mぐらい南に行った場所となっております。24ページが、同じくゼンリンの地図となっております。続きまして、25ページが拡大の航空写真です。続きまして、26ページが公図となっております。27ページが、現況写真となっております。こちらなのですが、願地の上の方、山の上の方に、県事業による砂防ダムを施工中でありまして、ちょっとこの現況写真の上の方にも見えておりますが、その下に流路、水路を設置しなければいけないため、その関連の手続きをしているということです。そして、その水路沿いには保安林を植林しないといけないことになっているようでして、今回の願出地が保安林の用地となるために、その関係で非農地の手続きをしているというものになるようです。この場所自体は県の事業のエリアとなりまして、この下流に赤道があるのですが、水路がそこに接続していきまして、この赤道以降は町による事業となるようです。最終的には、馬荷の県道のとこに接続をしていくということになるようです。願出人からの申請なのですが、手続きとしては〇〇という状態です。ごめんなさい、ちょっと現況写真で今、こうやって草が刈られちゃうがですけども、現場の測量などの関係で刈っているようでして、実際、すごく草木が繁茂して山林化している場所ということのようです。

事務局からは以上です。

議 長 ほいたら、この保安林については県の方でやってくれると？

事務局 そう、事業は県の方です。

議 長 ほいたら、もう県の管理になるわけ？

事務局 そうです。

議 長 今、事務局の方からの説明がありましたが、担当委員さんの方で何か。

〇〇委員 5 日の日に〇〇さんと、そして〇〇さんと関係者 2 人と立ち会いしまして現場見ました。25 ページ見てくれますか。この非農地に出てきてる真上に、この 27 ページの左上に砂防ができてます。その砂防を造るのは結構なんですけど、その排水がないですね。それで、この 25 ページのこの非農地に出てきとるすぐ下の家、直に排水の穴が向いとるんですよ。これ早いことせんことには、水が出たらこの下の家は直撃。もう全然その排水路がないもので、恐らくこの非農地のここに排水路を持ってくると、そうだと思います。これは、ただちに許可を出してください。人命にかかわることですので、お願いします。

議 長 今、〇〇さんの方から、その水路がないので早急に許可をとということでございますが、何かこの件につきまして質疑ありませんかね。

(なしの声あり)

それでは、承認を受けたいと思います。非農地証明願の 1 番につきまして承認されます方、挙手願います。

挙手全員です。

非農地証明願の 1、2 番につきまして、承認をされました。それでは、非農地証明願の 3 番、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 2 ページをお願いします。非農地証明願の 3 番です。願出人、〇〇さんです。願出地としまして、黒潮町伊田字ヲソキウ 32 番、畑 95 平米です。願出理由としまして、少なくとも 25 年前まで耕作していた。耕作をやめた後は雑種地となっているということです。28 ページからをお願いします。まず、航空写真ですけども、上の方に国道が見えておりますが、国道から少し一段低くなった場所にある場所となります。伊田のトンネルに入る少し手前辺りの場所になります。続いて、29 ページがゼンリンの地図となっております。続いて、30 ページが拡大の航空写真です。ご覧いただけるように、もうコンクリートで舗装してい

る場所となっております。続いて、31 ページが公図となっております。続いて、32 ページが現況写真となっております。ご確認くださいませように、現在はコンクリートで舗装して、駐車場などで使用されているようです。先に第3条申請でありました、その〇〇さんから上がってきたことと同様に、所有権移転・譲渡を行う予定ということのようです。事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方からの説明がありましたが、担当委員さんの方で補足説明があればお願いいたします。

〇〇委員 補足説明もないですが、もう写真のとおりコンクリートで、2 台の車が止まってました。もう、それだけしか言うことないです。

議 長 もう現在はコンクリで、もう農地ではないということですが、何かこの件につきまして質疑ありませんかね。もう、写真見る限りでは全然農地としては認められないということみたいですけど。この左にあるがは何か、学校か何か？

事務局 学校です。体育館です。

議 長 もうほとんど復元も不可能みたいですので、この写真で見る限り。何かないですかね。
(なしの声あり)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。非農地証明願の3 番につきまして承認をされます方、挙手願います。挙手全員です。非農地証明願の3 番につきましても、承認をされました。続きまして、議案書では4 号になってますが、この当日資料で3 号となっております議案第3 号、農業経営基盤強化促進法第18 条第1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について。利用権の設定ですが、これにつきまして事務局の方から説明をお願いします。

事務局 利用権設定の資料、1 ページ目をお願いします。まず、上の方が相対となっておりますので、順番に説明をさせていただきます。まず、6-81、大方6-78、貸付人、〇〇さんです。次も借受人さんが同じなので、一緒に説明させていただきます。6-82、6-79、〇〇さんです。借受人としまして、〇〇さんとなっております。設定期間としまして、令和7 年2 月1 日から令和12 年1 月31 日の5 年間となっております。場所としまして、下田の口字岩合代2903 と2904 となっております。現状としましては田んぼ、作目として水稻、〇〇となっております、こちらが再設定、更新になる分です。続いて、6-83、大方6-80、貸付人、〇〇さん。借受人、〇〇さんです。設定期間としまして、令和7 年4 月1 日から令和17 年3 月1 日です。場所としまして、浮鞭字新田3999、田2,510 平米。

作目キュウリ。〇〇となっております。こちら再設定となっております。

続いて、6-84、大方6-81、貸付人、〇〇さんです。借受人、〇〇さんです。期間として、令和7年4月1日から令和10年3月31日。場所が、浮鞭字野々下2896、田んぼ、面積2,509平米、水稻、〇〇となっております。こちら再設定となっております。続いて、6-85と6-86が同じ借受人さんですので、一体的に説明します。6-85、貸付人、〇〇さん。6-86、貸付人、〇〇さんです。借受人、〇〇さんです。期間として、令和7年4月1日から令和17年3月31日。場所が、浮鞭字休場2878-1と、2878-2となっております。現況が田んぼ、作目がミョウガとせとかになっております。〇〇となっております。こちら、新規としておりますが、これまでは〇〇していたものを、〇〇に替えるものです。

続いて、6-87、大方6-84、貸付人、〇〇さん。借受人、〇〇さんです。期間として、令和7年3月10日から令和27年3月9日となっております。場所として、入野字新明7335、現況田んぼ、面積1,226.2平米。作目キュウリ。〇〇となっております。こちら再設定となっております。地権者の方が相続によって代わったので、それに伴って再度設定を行った手続となります。

続いて、中間管理の分です。6-88、大方6-85、貸付人、〇〇さん。借受人、高知県農業公社です。期間として、令和7年2月10日から令和14年1月6日。場所が、蜷川字沢田4207、田んぼ2,029平米。作目イチゴ。〇〇となっております。こちら再設定となるようです。こちらについて公社と個人で利用権設定後、〇〇さんと利用権を設定することです。利用権設定としては、以上です。

議長 今、事務局の方の説明がありました。何かこの件につきまして質疑ある方、挙手願います。

事務局 ごめんなさい、1点ちょっと追加をさせてください。利用権設定で、もう一つ、議案書作成後に利用権設定が出てきまして、急ぎょ入れさせていただいた分がありました。こちらを読み上げさせていただきます。6-89、大方6-86、〇〇さんと、同じく〇〇さんです。借受人が、〇〇さんとなっております。期間として、令和7年2月10日から、上が令和9年の12月31日です。下の方が、2月10日から令和12年12月31日です。場所浮鞭の字森近後口2306と2308となっております。面積、439平米と271平米です。作目はサツマイモ。〇〇となっております。両方とも新規の設定となります。以上ですが、ごめんなさい、先に説明しました中間管理のところで、〇〇さんの利用権設定、〇〇と書いてますが、ごめんなさい、一番最後のページ見ていただいたら分かるがですが、〇〇で、〇〇ということです。修正をお願いします。

以上です。

議 長 今、事務局の方からの説明がありましたが、皆さんの方で何か質疑ある方。〇〇君の方は新規になってますけど、今まで作りよった、自分らも行たことのあるあそこみたいです。名前が変わったので、〇〇君の名義になったので、新規ということになったみたいです。ほとんど再設定ですので、特に問題はないと思うけど。何かないですかね。ないですか。（なしの声あり）

ないようでしたら、この利用権の設定につきまして承認を受けたいと思います。承認されます方、挙手願います。

挙手全員です。議案第 3 号につきまして、承認をされました。

続きまして議案第 4 号、地域計画の策定に係る協議についてということでございますが、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 今日お配りしました議案第 4 号の資料をお願いします。こちら、その地域計画につきましては、昨年の 11 月から 12 月にかけて計画に位置付けしている 7 地区、この表紙に書いているになりますが、7 地区に分けて座談会を開催させていただきました。この座談会の中で、委員の皆さまに見ていただいたその目標地図の確認や、農業を担う方のリストなどについて話をさせていただきました。そこでいただいた意見を基に、地域計画として公表していきたいと考えておりますが、公表に当たり、農業委員会含め関係機関による意見聴取が必要となっておりますので、今回挙げさせていただいたものです。資料の中に、様式 5-2 というもので 1 ページ目になりますが、これが国、県への報告様式となっておりますが、これを各地区ごとに綴じています。1 地区当たり 4 ページになってまして、1 ページ目から参考に見ていきますと、まず、左上に地区名が載っています。ここで言うと佐賀の 1 とあります。そして次に、その下に農地面積などの状況を載せてまして、その下が、地域農業の現状です。それで、右にいきまして、地域農業の地域農業の将来の在り方、その次が農用地の利用に関する目標、そして、この利用に関する目標を達成するためにとるべきに必要な措置です。

次のページにいきまして、4 番、地域の農業を担う者一覧とありますが、これは右側のページに実際書き出させていただけてます。これについては、右のページを見ていただけたらと思います。個人名も載っております。左側に戻りまして、その次、5 番に地域の集落営農方針などを記載しています。一応、こういった構成となっていて、各地区座談会でいただいた意見を基に記載しています。また、この 4 ページ目にあります担う方の一覧、これは、認定農業者や認定新規就農者、また地区の営農組合、それから利用権設定などにより一定面積を耕作されている方などを地域の農業を担う者一覧として、座談会で意見をいただきながらリスト化させていただけてます。今後のその利用権設定、利用集積は、原則地域計画に基づいて進めていくことになるので、もしこの担う者一覧に未記載の方が利用権設定をする際は、この一覧に加えていくという作業がおそらく出てくるものと思われます。なので、次年度以降に、この目標地図の更新作業を 1 年ごとに、どの市町村も出

てくるようなので、そういう作業をしていくことになります。更新についてはその必要に応じてやっていくのですが、手続きがどのようになるかはまだ明らかになっておりませんので、県の方からお知らせがあるようです。今回の座談会をさせていただいたような、あまり大掛かりなことにはならんとは聞いてますので、またその点はちょっと大丈夫かと思います。そして、この様式の5-2以外に、皆さんも見ていただいたと思いますが目標地図、大きいA1で地図を座談会のときに印刷しておりましたが、そこも中山間の直払いや利用権設定の状況、そして委員の皆さまが歩いて見ていただいた情報を載せて座談会で確認いただきましたので、それをもって地図は確認済みとさせていただきます。もし地図も再度ちょっと見てみたいという方がおりましたら見ていただくことはできるので、おっしゃっていただけたらと思います。すいません、概要としましてはこういう内容で載せさせていただきますので、一応農業委員会の方でも確認というか協議したということで挙げさせていただきますので、また意見があればまた伺いしますが、構わなければ承認という形でいただけたらと思います。

議 長 この件につきまして何か質問なり質疑、ありませんかね。こういうふうになるということでございますが、まあ主だったその今からの耕作の名簿とか、そういうものが載ってますので、これにまた付け加えて、新たな人が出てきた場合は付け加えていくと、そういうことみたいです。

事務局 はい、1年ごとに更新されます。

議 長 いいですかね。承認受けても構いませんかね。

〇〇委員 承認を決めるいうたって、私らもかかわってきたがやけんどね、この地図やったり、役場に会に行ったり。これも今日渡されて、まとめました言われてもよ、妙によう読み切らんというか。かまんがですかね、そんながで承認してみたいながで。これを一回預からせてもろうて、ちょっと読ませてもろうて、来月持ってくるとか、そんながやったら納得するところもあるがやないろうかね。皆さん、どうですか？

事務局 手続き上は3月末までにしなければならなくて、実際、3月の農業委員会というふうになつたらちょっと時間が。ごめんなさい、早めに1月のときに示せたら良かったんですけど、12月に会をして取りまとめにありましたので、構わなければ承認していただいて、ここがちょっとおかしいよというところがあったら、承認を受けちょうけれども直すということでしたら、事務局としたらありがたいです。

〇〇委員 ちょっといいですか。21ページの40番ですよ、現況と10年後いうてえらい違うけど、

合うちょうかなと。現状と10年後がえらい違うやいか。0.1から6.93とかになっちょうが、現状が合うちょうかなと。

(現状と10年後で、しばらくやりとりあり)

〇〇委員 自分くの面積間違うちょうけん、言うてかまんかね。8ページ、0.48ながやけど。

事務局 多分、認定農業者の計画で取ってきちょうと思いますので、認定農業者。多分そのときにはこの面積やったと思うがですけど。

(現状と10年後で、しばらくやりとりあり)

〇〇委員 「属性サ」いうのは、何の略？4ページのどこへ「サ」いうて書いちょう。何の略かなと。

事務局 その左のページの4のところに注の1というのがある、これは農業支援サービス事業者ということで記載がしてます。

議長 ちょっと聞きよってください。さっきの〇〇さんと〇〇さんの分ですが、ちょっと説明を聞いてください。

事務局 面積のところですが、集計の仕方として、町内の面積を反映させてます。で、この0.1haというのが、これアンケートを取ったのが4月、5月にアンケートを取って、反映をし始めたのが6月、7月ごろから反映をさせてますので、その当時、この黒潮町の方で発行できたのがこの0.1haで、利用権設計等ができていたらこれからまたどんどん増えていくというイメージで。あと、目標の面積、これ6.93haになってますが、ごめんなさい、これについてはちょっと入力ミスが今分かりました。で、3.2haです。これは何かというと、令和2年度にやっていた人・農地プランというものを作ってまして、そのときの数字をここに入れるべしやったところが、ごめんなさい、入力ミスで6.9になってました。なので、ここは修正して3.2haというのが目標の面積ということで、修正させていただきたいと思います。

事務局 分かりましたかね。〇〇さんですけど、今年のアンケートを取ったとき、5月とか6月ぐらいのときに利用権を調べたら0.1haでしたと。今は増えてるかもしれません。上がってますので。その当時調べたら、利用権が0.1haでしたよということで、それを書いてます。で、10年後は人・農地プランというのを、この計画の前に作っております。同じように今後、5年、10年後どうしていくかという計画を5年ぐらい前に作っていたときの〇〇さんの目標面積を入れているということです。で、もう一つが、〇〇さん何カ所

か出てくるがですけど、鞭とか入野の方にも出てきてるんですけど。それはその地域の分を書いているのではなくて、黒潮町で全体の分を書いていますので、鞭でも入野でも、南部、田の口、出口の方でも同じ面積が期待をされていると。そういう整理になっているということです。

〇〇委員 〇〇さんは10年ぐらい前からね、うちのがを作ってもらいようがやけど、そのときから0.2haはあったがね。

事務局 〇〇さんの分ということではないでしょうかね。

議 長 分かりましたかね。ほいたら、一応これで承認をまろうちよいて、またおかしいところがあれば、また言うてくるというような。いいですかね。

(異議なしの声あり)

それでは、議案第4号につきまして承認をされます方、挙手願います。

挙手全員です。議案第4号につきまして、承認をされました。

議案第5号、黒潮町非農地証明事務取扱要領でありますが、事務局の方から、どういふもんか説明をお願いします。

事務局 今日、当日資料でお配りさせていただいたと思いますが、議案第5号と書いている分です。こちらについては、12月の定例会で事務処理要領を作成するというので挙げまして、内容審議をしていただきまして、その後、庁舎内の文書審査が終わりましたので、最終の確認として、今回議題に取り上げさせていただきました。といいましても、内容については前回ご審議いただいた中で確認いただいたものと変わっておりません。庁内の文書審査はもう文書の細部のチェックだけでしたので、一応これで告示をさせていただくということでご承認をいただきたいということで挙げさせてもらいました。そういったところで承認をお願いいたします。

議 長 分かりましたかね。何か、妙に分らんけど。こういうふうな内容でやっていきますということでございますが、よろしいですかね。

(質疑等なし)

それでは、承認を受けたいと思います。議案第5号につきまして承認されます方は、挙手願います。挙手多数です。議案第5号につきましても、承認をされました。

これで、議案は終わりやね。

(午後3時15分終了)